

## ○多賀城市公衆無線LANサービス利用規約

### （趣旨）

第1条 この規約は、市が来庁者の利便性の向上を図ることを目的として本庁舎その他市が指定する場所で提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### （利用者）

第2条 この規約において利用者とは、本サービスを利用する者をいう。

### （サービスの内容）

第3条 本サービスは、利用者が保有するスマートフォン、パーソナルコンピュータその他の端末を用いてインターネットに接続できる環境を提供する。

- 2 利用者は、無償で本サービスを利用できる。ただし、インターネットで利用した有料サービスについては、利用者がその費用を負担する。
- 3 利用者は、1回につき最大60分、本サービスを利用できる。ただし、回数の制限は設けない。
- 4 市は、本サービスの適正な運用のため、通信速度の制限又は特定の通信の遮断を行うことができる。

### （利用情報の取得及び取扱い）

第4条 市は、本サービスの提供に当たり、接続日時、接続アクセスポイント、端末識別情報（MACアドレス等）、IPアドレスその他の本サービスの運用に必要な情報を取得することができる。

- 2 市は、前項の規定により取得した情報を本サービスの運用管理、不正利用の防止、障害対応、法令に基づく対応等のために利用する。

### （利用条件）

第5条 利用者は、本サービスの利用の開始をもって、本規約に同意したものとみなす。

- 2 本サービスを利用するための端末の設定は、利用者が行うものとする。
- 3 端末のセキュリティ対策その他の本サービスの利用に当たり必要となる対策は、利用者の責任において行うものとする。
- 4 利用者は、無線通信の内容が第三者に傍受される可能性があることを理解の上、本サービスを利用するものとする。

### （禁止事項）

第6条 利用者は、本サービスの利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 著作権、プライバシー権その他の第三者の権利を侵害する行為
- (3) 不正アクセス又はこれを助長する行為
- (4) コンピュータウイルスその他の有害なプログラムの送信又は拡散

- (5) 本サービスの運営を妨害する行為
- (6) なりすまし、虚偽情報の登録その他の不正利用
- (7) 営利目的による大容量通信その他のネットワークに過度の負荷を与える行為
- (8) 第三者に迷惑、不利益又は損害を与える行為
- (9) その他市が不適切と認める行為

#### **(サービスの中止等)**

第7条 市は、保守、障害対応その他必要があると認める場合は、予告なく本サービスの全部又は一部を中断し、停止し、変更し、又は終了することができる。

2 市は、利用者が本規約に違反した場合は、当該利用者による本サービスの利用を予告なく停止することができる。

#### **(免責)**

第8条 市は、本サービスの通信速度、接続の安定性その他の通信品質について、いかなる保証も行わないものとする。

2 市は、利用者が本サービスを通じて得る情報の完全性、正確性、確実性、有用性等に関し、いかなる保証も行わないものとする。

3 本サービスの利用に関連して生じた利用者の損害について、市は、市の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

4 本サービスの利用に関連して生じた紛争については、利用者の責任において解決するものとする。

#### **(損害賠償)**

第9条 利用者が本規約に違反したことにより市に損害が生じた場合は、利用者はその損害を賠償しなければならない。

#### **(規約の変更)**

第10条 市は、必要に応じて本規約を変更することができる。

#### **附 則**

この規約は、令和8年6月1日から施行する。